

東京都公報

発行
東京都

目次

81

公 告

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表…
……………（東京都監査委員）… 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度公営企業各会計決算審査、令和4年度例監査、令和4年工事監査、令和3年度公営企業各会計決算審査、令和4年財政援助団体等監査、令和5年度例監査、令和4年度公営企業各会計決算審査及び令和4年度各会計歳入歳出決算審査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年12月19日

東京都監査委員 鈴木章 浩
東京都監査委員 小 山 くにひこ
東京都監査委員 茂 垣 之 雄
東京都監査委員 松 本 正 一 郎
東京都監査委員 後 藤 靖 子

第1 措置の概要

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和5年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）は、知事等関係機関が令和5年4月から同年10月までに講じた措置内容について取りまとめたものであり、措置状況は表1及び表2のとおりである。

今回は、措置対象415件から前回までに措置済みとなっている236件を差し引いた179件のうち、136件（指摘：132件、意見・要望：4件）が改善された。残る43件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置74件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組177件、合計251件の改善措置が講じられた。改善措置としては、主に次のようなものがある。

- ・ 設備の補強工事や交換による、安全性の確保
- ・ 経済的な契約方法への変更や手引などマニュアル等の改善

当報告書に記載されている事例を参考に、適切な内部統制の構築と運用に取り組み、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、実効性のある再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

(表1) 措置状況

監査実施年	監査種別	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中		
							A-(B+C)	(B+C)	
令和3年	定例監査	令和3.1.12 ～ 令和4.1.27	指摘	70	70	—	—	—	
			意見・要望 計	4	2	—	—	2	
	公営企業各会計 決算審査	令和3.6.1 ～ 令和3.9.7	指摘	2	1	—	—	—	
			意見・要望 計	2	2	—	—	—	
	定例監査	令和4.1.6 ～ 令和4.9.6	指摘	4	3	1	—	—	
			意見・要望 計	92	80	7	—	5	
	工事監査	令和4.1.11 ～ 令和5.1.12	指摘	3	2	—	—	—	
			意見・要望 計	95	82	7	—	6	
	令和4年	公営企業各会計 決算審査	令和4.6.1 ～ 令和4.9.6	指摘	27	26	1	—	—
				意見・要望 計	28	1	—	—	—
財政援助団体等監査		令和4.9.5 ～ 令和5.2.3	指摘	1	1	—	—	—	
			意見・要望 計	2	27	1	—	—	
定例監査		令和5.1.6 ～ 令和5.9.7	指摘	3	2	1	—	—	
			意見・要望 計	50	46	2	—	2	
公営企業各会計 決算審査		令和5.6.1 ～ 令和5.9.7	指摘	8	4	3	—	1	
			意見・要望 計	58	50	5	—	3	
各会計歳入歳出 決算審査		令和5.7.10 ～ 令和5.9.7	指摘	116	—	85	—	31	
			意見・要望 計	2	—	1	—	1	
合計	計	指摘	118	—	86	—	32		
		意見・要望 計	395	225	132	—	38		
令和5年	合計	指摘	32	—	32	—	—		
		意見・要望 計	20	11	4	—	5		
令和5年	合計	指摘	415	236	136	—	43		
		意見・要望 計	—	—	—	—	—		

(単位：件)

(表2) 各実施年の監査の改善率

監査実施年	結果内訳	措置件数 A	措置済 B	今回 措置対象 C	今回通知 D	改善率 (%)	
						(B/D)/A×100	改善中 C-D
令和3年	指摘	117	116	1	1	100	—
	意見・要望 計	10	8	2	—	80.0	2
令和4年	指摘	127	124	3	1	98.4	2
	意見・要望 計	209	191	18	11	96.7	7
令和5年	指摘	12	7	5	3	83.3	2
	意見・要望 計	221	198	23	14	95.9	9
令和5年	指摘	151	—	151	120	79.5	31
	意見・要望 計	2	—	2	1	50.0	1
令和5年	指摘	153	—	153	121	79.1	32
	意見・要望 計	—	—	—	—	—	—

(単位：件、%)

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

措置区分	令和3年		令和4年		令和5年		計	
	定例 各会計 決算審査	定例	各会計 決算審査	財政援助 団体等	定例 各会計 決算審査	各会計 繰入繰出 決算審査		
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等	—	—	—	—	5	—	5
	イ 財産・物品管理	—	3	1	1	4	—	10
	ウ 会計処理	—	1	—	—	—	2	25
	エ 事務処理等	—	1	—	—	3	—	13
	小計	—	1	4	1	4	—	11
2 再発防止の取組	ア 要綱等の制定・改正	—	—	—	1	—	—	—
	イ 契約・仕様等の見直し	—	—	3	—	6	—	9
	ウ ルール・体制の構築	—	—	—	—	17	—	22
	エ 研修等の実施	—	—	—	—	41	—	43
	小計	—	—	3	—	64	—	76
合 計	—	1	7	1	86	3	32	136
		1	17	2	1	8	69	251

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段(網掛あり)：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段(網掛なし)：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの 決算関係書類の件数を修正したもの 財産に関する調書への記載誤りを修正したもの 調定登録されていたなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
ウ 会計処理	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
エ 事務処理等	
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ 契約・仕様等の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの 関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起したもの
エ 研修等の実施	

1 主な措置事例

受変電設備の整備において、耐震性を高めるため補強工事を実施したもの

p. 26 環境局 No. 9 (令和4年工事監査)

指摘の概要

環境局は、変電所の受変電設備の整備工事を行っている。

受変電設備は、耐震性を高めるため、原則として、アンカーボルトにより鉄筋コンクリートの基礎・床などの建築構造体に固定することとされている。

しかしながら、アンカーボルトが建築構造体に打ち付けられず、地震発生時に受変電設備が移動又は転倒するおそれがある状況が認められた。

そこで、アンカーボルトの施工管理を適切に行うよう求めた。

措置の概要

局は、アンカーボルトを建築構造体である鉄筋コンクリートの床に打ち付ける補強工事を完了した。

また、新たに過去の工事監査指摘を事例集にまとめ、これを活用した職場研修を定期的に実施することで、再発防止を図ることとした。

土地の用途の認定を修正の上、更正後の税額で固定資産税等の賦課決定を行い、課税不足額の納付を受けたもの

p. 32 主税局 No. 16 (令和5年定例監査)

指摘の概要

主税局において、共同住宅及び区立児童遊園の敷地について、当該土地の全てを固定資産税等が軽減される小規模住宅用地として認定したものがあった。

しかしながら、当該土地のうち、区立児童遊園の敷地(有料で借り受け使用されているため課税対象)は、土地の利用状況から非住宅用地として認定すべきものであり、小規模住宅用地として認定したことは適正ではない。

この結果、固定資産税等が、1,697万1,600円(法に基づき更正可能な平成30年度以降分の合計額)の課税不足となっている。

そこで、土地の用途の認定を適正に行うよう求めた。

措置の概要

局は、当該土地の利用状況を確認の上、用途の認定を一部非住宅用地へと修正し、当該認定に基づき、更正後の税額で固定資産税等の賦課決定を行った。

その結果、課税不足分は全額納付された。

また、指導部門が各都税事務所にて事務指導を行い、指摘事例の周知及び注意喚起を行った。

業務用スマートフォンの紛失・盗難に備え、手引を制定し、データの盗難防止措置を設定したもの

p. 36 都市整備局 No. 26 (令和5年定例監査)

指摘の概要

都市整備局では、業務用スマートフォンの運用に当たり、遠隔消去機能等によるデータの盗難防止措置を設定しないうまま、職員にスマートフォンを利用させていた。庁舎外で業務用スマートフォンを紛失した場合、連絡先情報や発着信履歴が漏えいするリスクがあり、今後、スマートフォンで機密性の高い情報を扱う事務が拡大していくことも考えられるため、データの盗難防止措置を設定していいないことは適正でない。

そこで、業務用スマートフォンについて、早急にデータの盗難防止措置を設定し、適正に管理するよう求めた。

措置の概要

局は、業務用スマートフォン等の適切な利用のために新たに制定した手引に基づき、当該部署の全てのスマートフォンについて、紛失時に遠隔からデータを消去できるようにした。

また、スマートフォン等の管理簿に、遠隔消去機能が設定済みかどうか明確にするための欄を設け、遠隔消去機能が利用できる状態での使用を徹底することとした。

AEDを交換し、点検や消耗品交換など管理を適切に行うこととしたもの

p. 42 福祉局 No. 36 (令和5年定例監査)

指摘の概要

福祉局は、中部総合精神保健福祉センターに設置しているAED(自動体外式除細動器)について、設置者が行うべき事項とされている日常点検や消耗品の交換を行っていないかった。消耗品である電極パッド及びバッテリーは、交換時期を過ぎても交換されておらず、使用時に正常に動作しないおそれがある状態となっていた。

そこで、AEDの管理を適切に行うよう求めた。

措置の概要

局は、AED本体の耐用期限が近づいていたことから、AED本体ごと買い替えを行ったほか、メーカー提供のチェックリストにより点検を実施することとした。

また、指摘内容とあわせ、AEDの点検及び機器交換等を適切に行うよう、局内に周知した。

CALL 教室用の授業用ソフトについて、経済的な調達方法に改めたもの

p. 74 教育庁 No. 99 (令和5年定例監査)

【指摘の概要】

教育庁は、都立高校のCALL 教室(外国語や情報の授業を行うため情報端末等を整備した教室)で使用する授業用ソフトについて、各学校で調達する場合と、各学校経営支援センター(以下「センター」という。)で調達する場合を認めていたため、各学校は購入契約により、センターはリース契約により、それぞれ調達していた。

両者の調達を比較したところ、各学校での調達よりもセンターでの調達の方が経済的であることが認められた。

同様の授業用ソフトを導入しているにもかかわらず、調達方法により経済的な差異が出ていることは適切でない。

そこで、授業用ソフトを経済的に導入するよう求めた。

【措置の概要】

庁は、各学校におけるCALL 教室で使用する授業用ソフトについて、より経済的な方法であるセンターでの契約による調達とすることとした。

都立ミュージアムのホームページについて、利用者にとって見やすいものとなるよう改善を図ったもの

p. 76 生活文化スポーツ局 No. 101 (令和5年定例監査)

【意見・要望の概要】

生活文化スポーツ局は、6つの都立ミュージアムが収蔵する資料・作品を横断的に検索できるホームページ「Tokyo Museum Collection(以下「TokMuCo」という。)」を公開しており、このホームページには、都立ミュージアムのホームページに貼られたリンクなどからアクセスが可能となっている。

各都立ミュージアムのホームページを見たところ、収蔵品検索ページ上にTokMuCoへのリンクがないなど、リンクの貼り方がミュージアムによって異なっていたほか、TokMuCoの説明がない、バナーデザインが統一されていない、などの状況が認められた。

そこで、都立ミュージアムのホームページを見やすいものとするとともに、TokMuCoのホームページにアクセスしやすくなるよう検討することを要望した。

【措置の概要】

局は、都立ミュージアムのホームページにおいて、一部不足していたTokMuCoへのリンクを記載したほか、TokMuCoのバナーデザインを統一するなど、ホームページの改善を行った。また、ホームページ利用者の利便性に配慮するよう、局内に注意喚起を行った。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4(監査種別)

及び表5(指摘区分別)のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2(再発防止の取組)にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

(表4) 措置通知一覧(監査種別)

番号	対象局(団体)	事項	措置区分		頁
			1	2	
令和2年度公営企業各会計決算審査					
【指摘事項】					
1	水道局	減損会計の適用を適切に行うべきもの		◎	20
令和4年定例監査					
【指摘事項】					
2	住宅政策本部	移管予定施設の管理の適正化について 移管予定施設を適正に管理すべきもの	◎	○	21
3	住宅政策本部	移管予定施設等の管理の適正化について 移管予定施設等に ついて記録等を作成し管理を適正に行うべきもの	◎	○	22
4	住宅政策本部	都営住宅の事業用空き住戸の有効活用を促すべきもの	○	◎	23
5	産業労働局	都営住宅の事業用空き住戸の有効活用を促すべきもの	○	◎	23
6	産業労働局	浮本権及び補助水権の消滅と汚泥処理の委託に係る事務手続を適切に行うべきもの	◎	○	24
7	産業労働局	築つくり買換保証制度交付機期間経過後業務委託に係る経費払の精算を適正に行うべきもの	◎	○	24
8	中央卸売市場	(消防用設備等の維持管理について) 消防用設備等について、機能等を定期的に点検し維持するともに不良と判定された、箇所のはずれを継続的かつ計画的に是正するべきもの	◎	○	25
令和4年工事監査					
【指摘事項】					
9	環境局	あと施工コンクリートの施工管理を適切に行うべきもの	◎	○	26
令和3年度公営企業各会計決算審査					
【指摘事項】					
10	水道局	減損会計を適切に適用し必要な情報を提供すべきもの		◎	27
令和4年財政援助団体等監査					
【指摘事項】					
11	総務局(東京都公立大学法 人)	クレーンの点検結果の対応を速やかに行うべきもの	◎		28
12	建設局(公益財団法人東京都 物産協会)	建築物出入口止扉取付について仕様書に保守の目的に定める点検回数等を具体的にかつ適正に定める管理を適正に行うべきもの	◎		28

番号	対象局(団体)	事項	措置区分		頁	
			1	2		
【意見・要望事項】						
13	総務局(東京都立大学法 人)	金額値による資産運用に係るリスク管理及び財務諸表にお ける開示について			◎	29
14	福祉局(社会福祉法人等)0団 体)	補助金の公正かつ効率的な交付に関する取組について (八重洲船舶重機ほか4社重機における大規模改修及び中規模修 繕について) 指定管理者が実施する中期修繕修繕について			◎	30
15	建設局(公益財団法人東京都 建設整備保全公社)				◎	31
令和5年定例監査						
【指摘事項】						
16	主税局	土地の用途の指定を適正に行うべきもの	◎			32
17	生活文化スポーツ局	Tokyo Museum Galleryのホムズベージについて、提供して いる情報や正確であるよう留意するとともに、利用者の利便 性に配慮すべきもの		◎		32
18	都市整備局	(運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について)業務委託 契約経費の積算を適正に行うべきもの (運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について)契約変更 手続を適切に行うべきもの			◎	33
19	都市整備局	(車庫敷設工事について)事業用地等維持管理について特殊 製品組合せ等の運用を適正に行うべきもの			◎	34
20	都市整備局	(車庫敷設工事について)積算委託について工種「打合せ協 議」の設定及び適用を適正に行うべきもの			◎	34
21	都市整備局	プロパティズ・リース契約についてプロパティズ・リース 契約に当り契約自由原則の適用を適切に行うべきもの			◎	35
22	都市整備局	プロパティズ・リース契約についてプロパティズ・リース 契約の締結に当りリース料と保守料を明確に区分して把握 すべきもの			◎	35
23	都市整備局	プロパティズ・リース契約について再リース契約の締結に より締結する場合には代替品の提供について仕様書に定めるべ きもの			◎	35
24	都市整備局	プロパティズ・リース契約について保守に関する具体的な 条件を明確に示すべきもの			◎	36
25	都市整備局	業務用端末にデータの堅守防止措置を設定し適正に管理すべ きもの			◎	36
26	都市整備局	都営住宅の建設において、パブリック上必要な施設を当初か ら発注すべきもの			◎	36
27	住宅政策本部	契約に必要な業務内容や条件等を明確に記載し適切な仕様書 を作成すべきもの			◎	37
28	環境局	約運の仕事昇格者選考促進事業に係る企画調整業務委託に ついて、総合評価方式における委託業務内容の変更を適切に行 うべきもの			◎	38
29	福祉局	(消防整理について)取り扱う債権に係る延滞金の手続をマ ニュアルに定めるべきもの			◎	39
30	福祉局	(消防整理について)消防者名簿及び消防整理費を作成すべ きもの			◎	39
31	福祉局	(消防整理について)督促の発行を適正に行うべきもの			◎	40
32	福祉局	(消防整理について)納入義務者の変更及び催告を適正に行 うべきもの			◎	40
33	福祉局	(消防整理について)滞納金の解消に向けた対応を適切に行 うべきもの			◎	40
34	福祉局	業務委託契約における概算払の積算を適正に行うべきもの			◎	41
35	福祉局	ADの管理を適切に行うべきもの			◎	41
36	福祉局	電子天びんの校正業務委託を一括して契約すべきもの			◎	42
37	保健医療局	機械整備委託契約における鍵等の管理を適切に行うべきもの			◎	43
38	保健医療局	IoTサービスの構築・運用保守業務委託契約の概要手続を適正に 行うべきもの			◎	43
39	産業労働局	LED照明取付工事における契約手続を適正に行うべきもの			◎	43
40	産業労働局	(樹木等の管理について)樹木等の管理に係る契約を計画的に 実施すべきもの			◎	43
41	産業労働局				◎	44

番号	対象局(団体)	事項	措置区分		頁	
			1	2		
42	産業労働局	黒豆物販売・リースに係る業務委託契約を適正に行うべきもの			◎	44
43	産業労働局	プロパティズ・リース契約における契約目録の積算を適正 に行うべきもの			◎	45
44	中央卸売市場	(運休施設の管理について)募集条件を整理し提示書に有効 空き室の情報提供を行うなど運休施設の使用者の募集を有利 に行うべきもの			◎	45
45	中央卸売市場	(運休施設の管理について)運休施設の巡回に向けて必要 な記録を残すなど市場施設の適切な管理を行うべきもの			◎	46
46	中央卸売市場	業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの			◎	46
47	中央卸売市場	プロパティズ・リース契約に係る履行確認を適正に 行うべきもの			◎	47
48	中央卸売市場	分租期間におけるテナジ対簿についてテナジ対簿等の処 分について適切な指示及び確認を行うべきもの			◎	48
49	建設局	(御所園におけるテナジ対策について)御所園のテナジ対策 等について被害救済の把握と対応方針の決定や情報提供を行 うべきもの			◎	48
50	建設局	(車庫敷設工事について)特殊製品組合せ費について、工種と して車庫を定めている内容の工事により適正な方法により 支払うべきもの			◎	49
51	建設局	(車庫敷設工事について)特殊製品組合せ費について、工種と して車庫を定めている内容の工事により適正な方法により 支払うべきもの			◎	49
52	建設局	(車庫敷設工事について)特殊製品組合せ費について、工種と して車庫を定めている内容の工事により適正な方法により 支払うべきもの			◎	49
53	建設局	(車庫敷設工事について)特殊製品組合せ費について、工種と して車庫を定めている内容の工事により適正な方法により 支払うべきもの			◎	50
54	建設局	(車庫敷設工事について)特殊製品組合せ費について、工種と して車庫を定めている内容の工事により適正な方法により 支払うべきもの			◎	50
55	建設局	(車庫敷設工事について)特殊製品組合せ費について、工種と して車庫を定めている内容の工事により適正な方法により 支払うべきもの			◎	50
56	建設局	(車庫敷設工事について)特殊製品組合せ費について、工種と して車庫を定めている内容の工事により適正な方法により 支払うべきもの			◎	51
57	建設局	(車庫敷設工事について)特殊製品組合せ費について、工種と して車庫を定めている内容の工事により適正な方法により 支払うべきもの			◎	51
58	建設局	工事に必要な機材を運ぶかに行うなどして緊急取組工によらず に工事を行うべきもの			◎	52
59	建設局	機材の交換及び積載ボンプの更新について一括して契約を行 うべきもの			◎	52
60	建設局	関西橋長寿命化工事の契約不適合責任の請求を行うべきもの			◎	53
61	建設局	御所園前予定委託に係る施工数量の変更により契約変更手続 を行うべきもの			◎	53
62	建設局	(消防業務委託について)委託内容の変更により契約変更手 続を行うべきもの			◎	54
63	建設局	(消防業務委託について)合理的な理由に基づき委託内容を変 更すべきもの			◎	54
64	建設局	プロパティズ・リース契約について、契約目録の積算に当 たりリース料とリース料等とを区別して算定すべきもの			◎	54
65	建設局	プロパティズ・リース契約について、リース料とリース料とを 契約の締結に当りリース料と保守料等とを明確に区分して 把握すべきもの			◎	55
66	建設局	プロパティズ・リース契約について、再リース契約を当事者 により締結する場合に代替品の提供について仕様書に定めるべ きもの			◎	55
67	建設局	公園の改修における設計委託について仕様を明確にするべき もの			◎	56
68	建設局	(御所園管理委託について)御所園及び御所園の巡回について の履行確認及び立会検査を行うべきもの			◎	56
69	建設局	(御所園管理委託について)災害のおそれなどの事由による使 用中止の判断を行うことについて仕様書とマニュアルに記載 すべきもの			◎	57
70	港湾局	競争性を確保し契約方法により調査委託を行うべきもの			◎	57

番号	対象局(団体)	事項	措置区分		頁
			1	2	
71	港務局	船内整備委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行うべきもの		○	58
72	港務局	掛繋船の修繕に係る契約締結手続を適正に行うべきもの		◎	58
73	港務局	豊洲委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの		◎	59
74	港務局	点検清掃委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの		◎	59
75	港務局	清掃船の修繕契約に係る履行確認を適正に行うべきもの		◎	60
76	港務局	安全確保の観点から消火器の更新を速やかに行うべきもの		◎	60
77	港務局	(港務事業会計における委託伝票発行・取消しに係る財務規則の遵守について)規則に基づき適正な時点で会計伝票を発行し又は取り消すべきもの		◎	61
78	東京消防庁	点検保守委託契約の履行確認を適正に行うべきもの		◎	62
79	交通局	(施設維持管理業務委託における受託者及び委託委託先の管理について)再委託先の現場責任者及び作業担当者についての管理を適切に行うべきもの		◎	62
80	交通局	補修工事における仕様書を適正に作成し仕様書に基づいた完了検査を行うべきもの		◎	63
81	交通局	フライング・リース契約の締結に当たり月額リース料と保守料とを明確に区分して把握すべきもの		◎	63
82	交通局	緊急口において引継処理を漏れなく行うよう指導すべきもの		◎	64
83	水道局	(ア)ウォーターメーターの設置について)ウォーターメーターを指定給水装置工事業者に適切に支給すべきもの		◎	65
84	水道局	(ア)ウォーターメーターの設置について)給水装置工事請負人(個契約)における検査を適切に行うべきもの	◎	◎	66
85	水道局	設備手続の終了を速やかに確認し所に対して不納欠損の手続を執るよう通知すべきもの		◎	66
86	水道局	工事請負単価契約について「単価契約業務従法の手引」を遵守し適正な事業決定により対応すべきもの		◎	67
87	水道局	(河川修繕の整備工事における事務設計について)業務設計において通過メニューを確定し設計図等を作成すべきもの		◎	67
88	水道局	(河川修繕の整備工事における業務設計について)業務設計において支障物調査を行うべきもの		◎	68
89	下水道局	(工事の一時一時中止に伴う増加使用の算定を適正に行うべきもの)		◎	68
90	下水道局	(工事の一時一時中止に伴う増加使用の算定を適正に行うべきもの)		◎	69
91	下水道局	契約金額の変更に当たり設計図書の変更を伴わない積算額りの取扱いは十分に留意すべきもの		◎	70
92	下水道局	雨水ポンプ機の機体の設計に当たり必要な開口を適正に設定すべきもの		◎	71
93	下水道局	(フライング・リース契約に係る事務手続について)保守対象の設定及び締結を適切に行うべきもの		◎	71
94	下水道局	(フライング・リース契約に係る事務手続について)月額リース料及び保守料の明確な記載した賃借内訳書を契約相手方に提出させるよう仕様書に定めるべきもの		◎	72
95	教育庁	(遊具安全点検委託について)点検結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を確するべきもの	◎	◎	72
96	教育庁	(遊具安全点検委託について)点検委託契約に係る検査を適正に行うべきもの		◎	73
97	教育庁	消火器の交換期限を把握し適正な購入契約を行うべきもの		◎	73
98	教育庁	非常災害用備蓄品の配備を適切に行うべきもの		◎	74
99	教育庁	(CALL教室等の管理について)授業用ソフトを経済的に購入すべきもの		◎	74
100	教育庁	(教育財産の目的外使用許可について)事業者の公表に係る審査を適切に行うべきもの		◎	75

番号	対象局(団体)	事項	措置区分		頁
			1	2	
【意見・要望事項】					
101	生活文化スポーツ局	6つの都立ニュージニアムのホームページにおけるTomlisonに関する掲載態勢について		◎	76
令和4年度公営企業各会計決算審査					
【指摘事項】					
102	港務局	積算要生費簿等を適正な項目をもって表示すべきもの(航海地価開示事業(空行))		◎	77
103	港務局	設備更新生費簿等を適正な項目をもって表示すべきもの(港務事業会計)		◎	77
104	交通局	一般債権に係る貸倒引当額を適正に算定すべきもの		◎	78
令和4年度各会計歳入歳出決算審査					
【指摘事項】					
105	総務局	建築物が登録漏れとなっているもの		◎	79
106	都市整備局	債権が過大計上となっているもの		◎	79
107	環境局	出資による権利が登録漏れとなっているもの		◎	79
108	福祉局	不納欠損額が過小計上に、収入未済額が過大計上となっているもの		◎	79
109	福祉局	認定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	80
110	福祉局	認定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	80
111	福祉局	認定額及び収入未済額が過小計上となっているもの		◎	81
112	福祉局	認定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	81
113	福祉局	建築物が過大登録となっているもの		◎	82
114	福祉局	建築物が登録漏れとなっているもの		◎	82
115	福祉局	物品が登録漏れとなっているもの		◎	82
116	産業労働局	認定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	82
117	産業労働局	収入済額及び還付未済額が過大計上となっているもの		◎	83
118	産業労働局	出資による権利が過大登録となっているもの		◎	83
119	産業労働局	出資による権利が登録漏れとなっているもの		◎	83
120	建設局	認定額が過小計上となっているもの		◎	83
121	建設局	還付未済額が過小計上となっているもの		◎	83
122	建設局	収入未済額が過小計上となっているもの		◎	84
123	建設局	土地が過大登録となっているもの		◎	84
124	建設局	土地が登録漏れとなっているもの		◎	84
125	建設局	建築物が過大登録となっているもの		◎	85
126	建設局	物品が過大登録となっているもの		◎	85
127	港務局	認定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	85
128	港務局	収入済額が過大計上に、収入未済額が過小計上となっているもの		◎	86
129	東京消防庁	建築物が登録漏れとなっているもの		◎	86

番号	対象局（団体）	事項	措置区分		頁					
			1	2						
130	東京消防庁	物品が過大登録となっているもの	ア	イ	ウ	エ	イ	ウ	エ	86
131	東京消防庁	物品が登録漏れとなっているもの		○				◎		87
132	教育庁	測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎					87
133	教育庁	測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの							◎	87
134	教育庁	支出済額が過大計上となっているもの							◎	88
135	教育庁	物品が過大登録となっているもの			◎					88
136	教育庁	物品が登録漏れとなっているもの						◎		88

(表5) 措置通知一覧（措置区分別）

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
【会計処理（歳入・収入）】						
108	福祉局	4決算	不納欠損額が過小計上に、収入未済額が過大計上になっているもの		◎	79
109	福祉局	4決算	測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	80
110	福祉局	4決算	測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	80
111	福祉局	4決算	測定額及び収入未済額が過小計上となっているもの		◎	81
112	福祉局	4決算	測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	81
116	産業労働局	4決算	測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	82
117	産業労働局	4決算	収入未済額及び還付未済額が過大計上となっているもの		◎	83
120	建設局	4決算	測定額が過小計上となっているもの		◎	83
121	建設局	4決算	還付未済額が過小計上となっているもの		◎	83
122	建設局	4決算	収入未済額が過小計上となっているもの		◎	84
127	港湾局	4決算	測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	85
128	港湾局	4決算	収入未済額が過大計上に、収入未済額が過小計上になっているもの		◎	86
132	教育庁	4決算	測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	87
133	教育庁	4決算	測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	87
【債権管理】						
30	福祉局	5定例	（滞納整理について）取り扱う滞債に係る滞債金の手続をマニュアルに定めるべきもの		◎	39
31	福祉局	5定例	（滞納整理について）滞納者名簿及び滞納整理表を作成すべきもの		◎	40
32	福祉局	5定例	（滞納整理について）督促状の発行を適正に行うべきもの		◎	40
33	福祉局	5定例	（滞納整理について）納入義務者の変更及び催告を適正に行うべきもの		◎	40
34	福祉局	5定例	（滞納整理について）滞納金の解消に向けた対応を適切に行うべきもの		◎	41
85	水道局	5定例	破産手続の終了を速やかに確認し所に対して不納欠損の手帳を作成するべきもの		◎	66
【都税】						
16	主税局	5定例	土地の用途の認定を適正に行うべきもの		◎	32
【契約（仕様・積算）】						
18	都市整備局	5定例	（運輸事業者向け燃料費・高規格乗車券料等）業務委託契約経費の積算を適正に行うべきもの		◎	33
22	都市整備局	5定例	（リース契約について）リースリース・リースリース・リースリース・リースリースの積算を適切に行うべきもの		◎	35
23	都市整備局	5定例	（リースリース・リースリースについて）リースリース・リースリース・リースリース・リースリースの積算を適切に行うべきもの		◎	35
24	都市整備局	5定例	（リースリース・リースリースについて）リースリース・リースリース・リースリース・リースリースの積算を適切に行うべきもの		◎	35
25	都市整備局	5定例	（リースリース・リースリースについて）リースリース・リースリース・リースリース・リースリースの積算を適切に行うべきもの		◎	36
28	探検局	5定例	契約に必要な業務内容や条件等を明確に記載し適切な仕様書を作成すべきもの		◎	38

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
83	水道局	55定例	(スマートメータの設置について)スマートメータを指定給水施設工事業者に適切に支給すべきもの			65
86	水道局	55定例	工事部集約契約について「集約契約業務法の手引」を遵守し適正な事務遂行により対応すべきもの			67
87	下水道局	55定例	(河川特別線の整備工事における実施設計について)実施設計において通過ルートを確認し設計図を作成すべきもの			67
88	下水道局	55定例	(河川特別線の整備工事における実施設計について)実施設計において支障物調査を行うべきもの			68
89	下水道局	55定例	(工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について)工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定を適正に行うべきもの			68
90	下水道局	55定例	(工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について)工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法を監視すべきもの			69
91	下水道局	55定例	契約金額の変更に当たり設計図書の変更を伴わない積算率の取扱いに十分留意すべきもの			70
92	下水道局	55定例	雨水ポンプ様の取水口の設計に当たり必要開口を適正に設定すべきもの			71
95	教育庁	55定例	(防災安全点検委託について)点検結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を講じるべきもの			72
97	教育庁	55定例	初火災の交換期限を把握し適正な購入交換を行うべきもの			73
98	教育庁	55定例	非常災害用備蓄品の配備を適切に行うべきもの			74
99	教育庁	55定例	(CALLセンター等の管理について)授業用ソフトを経済的に購入すべきもの			74
【会計処理(歳出・支出)】						
5	産業労働局	44定例	種券法による委託契約の積算金額の確定と適正に行うべきもの			23
7	産業労働局	44定例	歳つきり員承認前制度受付機関運営業務委託に係る概算額の積算を適正に行うべきもの			24
35	福祉局	55定例	業務委託契約における購買品の積算を適正に行うべきもの			41
77	港務局	55定例	(港務事業会社における会社債票発行・返済に係る財務規制の遵守について)規制に違反し適正な時点を会計伝票を発行し又は取り消すべきもの			61
134	教育庁	44決算	支出金額が過大計上となっているもの			88
【補助金等】						
14	福祉局(社会福祉法人等)0面	4444援	補助金の公正かつ効果的な交付に資する取組について			30
【財産管理】						
2	住宅政策本部	44定例	(移管予定施設の管理の適正化について)移管予定施設を適正に管理すべきもの			21
3	住宅政策本部	44定例	(移管予定施設の管理の適正化について)移管予定施設の管理について記録等を作成し管理を適正に行うべきもの			22
44	中央卸売市場	55定例	(移管施設の管理について)募集条件を整理し提示等により空き室の管理確保を行うなど移管後の使用者の募集を有効に行うべきもの			45
45	中央卸売市場	55定例	(移管施設の管理について)適やかな取組に向けて必要な記録を残すなど移管後の適切な管理を行うべきもの			46
100	教育庁	55定例	(教育施設の管理について)経営計画等に関する有価活用を一層強化すべきもの			75
105	総務局	44決算	建築物が登記簿記載となっているもの			79
106	都市整備局	44決算	債権が過大計上となっているもの			79

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
107	環境局	44決算	出資による権利が登記簿記載となっているもの			79
113	福祉局	44決算	建築物が登記簿記載となっているもの			82
114	福祉局	44決算	建築物が登記簿記載となっているもの			82
115	福祉局	44決算	物品が登記簿記載となっているもの			82
118	産業労働局	44決算	出資による権利が過大登録となっているもの			83
119	産業労働局	44決算	出資による権利が登記簿記載となっているもの			83
123	建設局	44決算	土地が過大登録となっているもの			84
124	建設局	44決算	土地が登記簿記載となっているもの			84
125	建設局	44決算	建築物が過大登録となっているもの			85
126	建設局	44決算	物品が過大登録となっているもの			85
129	東京消防庁	44決算	建築物が登記簿記載となっているもの			86
130	東京消防庁	44決算	物品が過大登録となっているもの			86
131	東京消防庁	44決算	物品が登記簿記載となっているもの			87
135	教育庁	44決算	物品が過大登録となっているもの			88
136	教育庁	44決算	物品が登記簿記載となっているもの			88
【施工】						
9	環境局	44工事	あと施工工法による施工管理を適切に行うべきもの			26
【システム】						
26	都市整備局	55定例	業務日進表にデータの登録防止措置を決定し適正に管理すべきもの			36
【その他】						
1	水道局	26公決	減損会計の適用を適切に行うべきもの			20
4	住宅政策本部	44定例	都営住宅の事業用空き住戸の有効活用を検討すべきもの			23
10	水道局	36公決	減損会計を適切に適用し必要な情報を提供すべきもの			27
13	総務局(東京都公立大卒法大)	4444援	金融機関による資金運用に係るリスク管理及び財務諸表に関する開示について			29
17	生活文化スポーツ局	55定例	Tokyo Museum Collectionのホームページについて、利用者の利便性に配慮すべきもの			32
36	福祉局	55定例	AEDの管理を適切に行うべきもの			42
82	交通局	55定例	乗客ロビーにおいて引離処理を遅くなく行うよう指導すべきもの			64
101	生活文化スポーツ局	55定例	6つの都立ミュージアムのホームページにおける「お問い合わせ」に関する情報提供について			76
102	港務局	44公決	破産更生債権等を適正な項目をもって表示すべきもの			77
103	港務局	44公決	破産更生債権等を適正な項目をもって表示すべきもの			77
104	交通局	44公決	(建設事業会計) 建設債権に係る貸倒引当額を適正に算定すべきもの			78

〔令和2年度公営企業各会計決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
1	水道局	減損会計の適用を適切に行うべきもの	地方公営企業法施行規則等を受け、局は、固定資産の減損会計の取扱いを定めることを目的として、「減損取扱い要綱」を作成している。要綱は、法律的環境の著しい悪化であり、要綱の「事業に関連して、経営環境が著しく悪化した」事象に当たるとして、廃止・支援計画の下で給水収益及び給水件数の減少傾向が顕著になつている状況及び配水管等の撤去が進捗している状況は、要綱の「使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じた」事象とすることが妥当である。また、廃止条例施行後の令和元年度及び令和2年度において、営業損益、経常損益、業務活動から生じるキヤッシュ・フローがいずれも、継続してマイナスとなっており、かつ、今後とも継続して当該見込みであることと判断し、高は、減損の兆候はないと判断し、減損損失の認識の判定を行つておらず、決算書において、減損に係る注記を行っていない。事業廃止に向けて事業整理を進めている中で、減損が生じている可能性を示す事象があり、減損の兆候があると判断することと判断し、今後会計判断に向けて状況に応じて減損の注記を行うなど適正な減損処理を行つていくべきである。加えて、減損損失の認識の判定を行い、減損損失の測定を行う場合には、事業廃止に向けた資産の償却や短縮などに十分に配慮していく必要がある。局は、減損会計の適用を行わ	令和4年度決算において、保有する固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上することをともに、減損損失に関する注記を行った。 【1-1】

〔令和4年定期監査〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
2	住宅政策本部	(移管予定施設の管理の適正化について) 移管を適正に管理すべきもの	本部は、練馬区内の光が丘第3アパートの建設に伴い、「プラントハイム」バス専用通路・児童公園等を転車・歩行者専用通路「児童公園」に基つき、区へ無償譲渡する施設として、歩行者を円滑に通行する「ひびき橋」を用地内通路の一部として設置した。その後、ひびき橋については平成27年7月に、通常、測量等の手続を残すのみである場合に用いられる便引継ぎが行われて、以降は区が維持管理を行っている。なお、組織改正により、練馬区を所管する部所は本部事業部から東部住宅建設事務所へ変更となつている。部及び部所は、結果として28年以上区へ継続させ、結果として28年以上区へ施設を移管を行わなかった。このため、区は令和元年9月に、移管完了の条件である法的根拠のない維持管理を継続できないとして、具体的な手続がなければ、都へ施設を返還すると申し入れ、都はこれの返還を受け入れて、令和2年度から維持管理費を負担している。そこで、これまでの事実経過について確認したところ、ひびき橋の移管理由は確認できなかった。移管を行わなかったことは、協定書及び「東京都が行う公共住宅建設に関する地域開き」また、財産管理において区との調整状況の記録がないこと、区が令和元年に、移管完了の条件である財産処理について具体的な手続がなければ返還するとして申し入れてきた際に、適切に移管を進める機会があったにもかかわらず、対応を行わないまま返還を受けたことは、要綱及び「都営住宅建設事業の管理上、適正でない。移管予定施設について適正に管理された	西部住宅建設事務所は、ひびき橋について、適正な管理に向けた区との協議を済ませ、令和5年8月29日、「光が丘団地8号橋(ひびきはし)」の取扱いについて(方針)を決定し、国地住棟等の建設やひびき橋の大規模改修、架け橋等の検討を行う際に、区と再協議を行うこととし、それまで具体的な間は、ひびき橋を令和5年1月10日に公有財産台帳へ登録し、東京都住宅供給公社との管理委託業務対象として盛り込んでいる。 【1-1】 未移管財産について、状況や課題の把握に努めるとともに、関係自治体との移管協議を順次進めている。また、都営住宅経営部は「移管施設」とも、都主催の移管に向けた移管施設処理推進会議(第1回は令和5年6月26日実施)を年2回開催することとし、事務所から状況等を報告し、共有を図るなど移管【2-1】、2-2】を徹底した。

<p>3</p> <p>住宅政策本部</p> <p>(移管予定施設の管理の適正化について)</p> <p>移管予定施設等について記録し管理を適正に行うべきもの</p>	<p>西部住宅建設事務所は、移管予定施設について、担当がエリアごとに漏れなく管理し、個別状況は担当者間で適切に引き継いでいると説明する。しかしながら、移管を進められず返還されたたり、移管手続が長期化している案件が生じている。</p> <p>また、部は、当初の団地の建設計画時に地元自治体と移管予定施設に係る協定を締結した後は、所が部に対し、測量依頼や相談を行えば移管の進捗状況を把握できると説明する。しかしながら、部における協定の状況については、ひびき橋が返還されたこと等について記載がなく、部が問題点を把握できていなかったことが確認できた。</p> <p>所は、「都営住宅建設事業業務の移管を引きき」で定めている財産処理監理等を作成せず、また、施設の移管は、相手方とスケジュールや補修箇所等の整理などを交渉しつつ数年程度かけて進めていく必要があると説明する。しかしながら、必要があり、組織的に対応していくには交渉や調整の記録を作成することが必須であるが、これを行っておらず適正でない。</p> <p>部は、団地別に「一覧管理表」を作成してはいるもの、平成26年度を最後に更新を行っている。しかし、現在の状況の管理手法では、測量依頼が遅れた者間で行離れが起きた場合に把握が難しく、適正でない。加えて、部は所に対し、手引等で定める手順を遵守するよう指導もして調整していくことも元的に把握して調整していくことも行っておらず適正でない。</p> <p>所は、調整状況の記録、財産処理監理を適正に行われた。</p> <p>部は、記録簿や移管予定施設について、管理を適正に行われた。</p>
<p>1</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p> <p>2</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p>	<p>令和5年3月に、都営住宅経営部は、未移管施設の移管推進に向けて執行体制の構築や役割分担などを定めた「地域開発要綱」に基づき公共施設の移管推進計画」を策定した。</p> <p>本計画は、「都営住宅建設事業業務の手引き」の財産処理に関する内容を改め、現行の事務処理フローを明確化する」とともに、未移管施設の「一覧表」と管理個票の作成や公有財産台帳への登録などを定めること、区や市等との交渉状況、測量・補修の必要の個別管理の共有が図られる仕組みを導入した。</p> <p>【1-1-1】</p> <p>現在事務所では、本計画に基づき、未移管施設の状況把握や測量、地元自治体との調整などを進めており、現時で、一覧表と管理個票を更新すること、その状況を整理している。</p> <p>そのうえで、前主権の移管に向けた移管施設処理推進会議（第1回は令和5年6月26日実施）を年2回開催することとし、事務所から状況等を報告し共有を図るなど移管事務の組織的な進捗管理を徹底した。</p> <p>【1-1-2】</p> <p>都営住宅経営部は、現在進めている都営住宅経営部の移管予定施設に関する協議において、本体工事等の施工状況と併せて、移管事務の進捗状況を事務所からの報告事項とし、移管が完了することで部、所の関係者間で共有を図るよう、組織的な進捗管理を徹底している。</p> <p>【2-1-1】</p> <p>都営住宅の事業用空き住戸の有効活用を検討すべきもの</p> <p>都営住宅の空き住戸の取扱いを定める「都営住宅の移転先への移転先を確保するための」（以下「事業用空き住戸」という。）</p> <p>部は、建設用空き住戸住居として東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所が管理することとし、「建設用空き住戸」において、事業用空き住戸としての保有期間を定め、その中で、両所において3年以上未入居となっており、かつ、次の状況が認められた。</p> <p>① 老朽化した昭和40年代に建設した都営住宅の建替を進めている中、事業用空き住戸として昭和40年代の住戸も多く確保されている。</p> <p>② 12年以上未使用である住戸が認められる。</p> <p>こうした状況について、所は、検討中の建設計画に沿って事業用空き住戸を確保していることと判断できるが、建設計画に期していることと判断できない。3年以上の約3,000戸について、適切に確保していることと判断できない。あわせて、移転先を確保して定めた建替予定の住戸の確保が未定であること、また、各事業用空き住戸の確保先は現在の確保先以外に確保できないことと判断している。</p> <p>部は、未入居期間が長期間となっている事業用空き住戸の取扱いを定めること、両所において事業用空き住戸の有効活用されるよう方策を検討された。</p> <p>雇用就業部は、就職を促進するためのマッチングイベントを委託契約により行っている。</p> <p>契約に係る委託料の精算の内容を見たとところ、いずれも概算により受託者へ支払った委託料の返還が発生していた。この精算の内容について、部は、概算により支払った委託料と受託者から提示を受けた精算額の差額により空引返還額を算出したこと、内訳が記載されおらず、具体的な内訳が記載されている経費等が増減したことによって当該返還額が発生しているのか確認できない状況となっていた。</p> <p>部は、実際の業務内容に応じた精算となっていないかを確認できる資料等提出を受けること、各項目の精算金額が適正であるか書面上確認できないまま精算し、概算で支払った委託料の返還を受けていることは、部は、概算による委託契約の精算金額の確定を適正に行われた。</p> <p>令和5年3月、都営住宅経営部は、長期保有の空き住戸の取扱いを定める「都営住宅建設事業に係る事業用住戸の取扱方針」を策定した。</p> <p>また、建設方針に即して保有率を精査できるよう、確保する事業用住戸数を管理できる新様式を定めた。結果、速やかな公開用への切り替えを原則とし、特に長期保有となっている住戸について、使用予定や保有理由を部・所で確認する仕組みを導入した。</p> <p>これらの取組により、令和4年12月1日から令和5年7月3日までの期間で17,599戸、昭和40年代建設住戸13,393戸の事業用空き住戸の確保に切り替えた。【1-1-1-1-1-1】</p> <p>「事業用住戸管理調整会議」において、事務所の事業用住戸の保有状況や使用予定等を確認し、事業用住戸の確保及び公費への切替えを行ってきた。都営住宅経営部は、令和5年3月に「建設事業の実施に伴う事業用住戸の運用に関する要領」の改正を行い、事業用から公費用へ切替えるための必要書類の精査を行い、公費用への積極的な切替えを行っている。</p> <p>また、昨年度までには公費用への切替え事務を上記の調整会議開催時に併せて行っていたが、令和5年度からは、新たに年2回を追加することとし、空家となる期間の短縮に努めている。【2-1-1】</p>

<p>4</p> <p>住宅政策本部</p> <p>都営住宅の事業用空き住戸の有効活用を検討すべきもの</p>	<p>1</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p> <p>2</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p>	<p>概算私による委託契約の精算金額の確定を適正に行うべきもの</p> <p>概算私による委託契約の精算金額の確定を適正に行うべきもの</p>
<p>5</p> <p>産業労働局</p>	<p>1</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p> <p>2</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p>	<p>概算私による委託契約の精算金額の確定を適正に行われた。</p>

〔令和4年工事監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分				
9	環境局	あつ施工の施工管理を適切に行うべきもの		<p>局は、工事請負契約により、変電所の受変電設備の整備工事を行っていた。ところで、局が耐震計算の根拠として「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版)によると、設備機器の耐震支持は、原則としてアンカーボルトによることとし、鉄筋コンクリート基礎・床など建築構造体に緊結することとしている。また、建築構造体ではない無筋コンクリートの床に、設備機器を直接アンカーボルトで支持することとし、アンカーボルトは、アンカーボルトとアンカーボルトを繋ぐこととされている。しかしながら、受変電設備の工事関係書類について見ると、あつ施工のアンカーボルトが無筋コンクリートで打設されておらず、建築構造体に緊結されていない状況が認められた。</p> <p>このような状況は、地震発生時に受変電設備が移動又は転倒することによる影響を及ぼすおそれがあり適切ではない。局は、あつ施工の施工管理を適切に行われない。</p>	<p>陸奥物理立管理事務所は、受変電設備を支持するアンカーボルトを建築構造体である鉄筋コンクリートの床に打設する補強工事を、令和5年3月27日に完了した。【1-1】</p> <p>局は、令和5年1月10日付通知文により指摘内容について局内の工事関係部署に周知し、再発防止を図った。【2-1】</p> <p>陸奥物理立管理事務所は、近年工事監査で指摘された内容をまとめた所の監査指摘事例集を新たに作成し、令和5年1月11日、同年6月27日にそれぞれ所内研修を実施し、再発防止の徹底を図った。今後も所内研修を定期的に実施すること。【2-2】</p>
	1	ア イ ウ エ	2	ア イ ウ エ	

〔令和3年度公営企業各会計決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分				
10	水道局	減損会計を適切に適用し必要な情報を提供すべきもの		<p>令和2年度決算において、減損の兆候が認められることが妥当であると判断したところであるが、局は、令和3年度決算においても、減損の兆候はないと判断し、減損に関する注記を行っていない。</p> <p>しかしながら、令和3年度は、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態が進行している。より一層減損の兆候が認められることが妥当な状況となっており、令和2年度に引き続き減損の注記を行うべきである。局は、配水管の取替、指針及び要綱に照らして適切でない。</p> <p>局は、配水管の取替、撤去計画を令和4年度までに策定するとしているが、事業終了まで1年を切り、資産の処分方針を決定するなかで、主要な資産の処分方針を決定するなかで、それに基づき損失見込みを算定するなどして、減損損失が認識された場合には、貸借対照表の固定資産の帳簿価額を減損し、減損の理由や兆候の概要等を減損に関する注記の区分に適切に記載すべきである。</p> <p>公営企業は、その公共的な性格から、議会や都民に対する説明責任を果たすため、業績評価に必要な情報を適切に開示することが求められる。これを踏まえて局は、決算書における減損に関する注記の重要性に留意する必要がある。</p> <p>局は、減損会計を適切に適用し必要な情報を提供されたい。</p>	<p>令和4年度決算において、保有する固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上するにとともに、減損損失に関する注記を行った。【1-1-ク】</p>
	1	ア イ ウ エ	2	ア イ ウ エ	